

## 大川広域消防本部の組織に関する規則

〔平成5年2月16日  
規則第1号〕

改正 平成7年3月20日規則第6号 平成11年3月31日規則第6号  
平成12年3月27日規則第9号 平成16年3月24日規則第1号  
平成18年9月29日規則第18号 平成19年3月29日規則第9号  
平成22年3月25日規則第2号 平成31年1月22日規則第1号  
令和4年3月8日規則第2号

大川広域消防本部の組織に関する規則（昭和51年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）の全部を次のように改正する。

（目的）

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、大川広域消防本部（以下「本部」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 本部の内部組織は次のとおりとする。

課名	係
総務課	総務係
予防課	予防係、保安係
警防課	警防係、救急係
情報指令課	通信第1係・第2係

（分掌事務）

**第3条** 前条の課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

## 2 総務課

### (1) 総務係

- ア 組織及び総合企画に関すること。
- イ 消防の行事、会議に関すること。
- ウ 職員の任免、配置、給与、分限、賞罰その他身分に関すること。
- エ 福利厚生及び公務災害補償に関すること。
- オ 条例、規則、規程等に関すること。
- カ 文書の収発、整理及び保存に関すること。
- キ 教養及び監察に関すること。
- ク 公印の管理に関すること。
- ケ 予算の経理に関すること。
- コ 物品の出納、保管に関すること。

- サ 庁舎の維持管理に関すること。
- シ 各種統計、報告に関すること。
- ス 他の課の主管に属しないものに関すること。

### 3 予防課

#### (1) 予防係

- ア 火災予防施策の計画、立案に関すること。
- イ 予防査察に関すること。
- ウ 防火対象物及び防火管理者に関すること。
- エ 建築同意事務に関すること。
- オ 消防用設備等の指導に関すること。
- カ 火災原因、損害調査及び火災の統計及び報告に関すること。
- キ 火災予防の指導に関すること。
- ク その他、一般予防に関すること。

#### (2) 保安係

- ア 危険物製造所等の許可及び検査に関すること。
- イ 危険物製造所等の指導取締りに関すること。
- ウ 液化石油ガスその他高圧ガスの指導に関すること。
- エ その他、危険物関係の指導に関すること。

### 4 警防課

#### (1) 警防係

- ア 消防計画に関すること。
- イ 消防訓練に関すること。
- ウ 火災その他災害の警戒、対策に関すること。
- エ 消防機械器具に関すること。
- オ 広報に関すること。
- カ 自衛消防組織の育成指導に関すること。
- キ 道路占有に関すること。
- ク その他、警防に関すること。

#### (2) 救急係

- ア 救急資機材の管理及び調査研究に関すること。
- イ 救急隊員の指導及び訓練に関すること。
- ウ 救急統計及び情報に関すること。
- エ 患者搬送事業の指導に関すること。
- オ その他、救急に関すること。

### 5 情報指令課

#### (1) 通信第1係・第2係

- ア 災害通報の受付及び部隊の出場指令に関すること。
- イ 災害通信の運用統制に関すること。
- ウ 防災関係機関との連絡調整に関すること。

- エ 気象情報に関すること。
- オ 通信機器の整備保全に関すること。
- カ その他、通信に関すること。

**第3条の2** 係の分掌事務の所管について疑義のある場合は、消防長が定める。

- 2 すべて職員は、定められた分担以外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助協力し、行政の円滑な処理に努めるものとする。

(職及び階級)

**第4条** 本部に消防長、消防次長及び課長、係に係長を置く。

- 2 本部に主幹、課長補佐、副主幹、主査及び主任を置くことができる。
- 3 消防長は消防監、消防次長は消防司令長の階級、課長は消防司令長又は消防司令の階級、主幹は消防司令の階級、課長補佐及び副主幹は消防司令補の階級、係長及び主査は消防士長又は消防副士長の階級、主任は消防副士長の階級にある者のうちからこれに充てる。

(職務及び職務代理)

**第5条** 消防長は、本部の事務を処理するとともに、法令その他に定める職務を遂行し、管理者に対して責任を負う。

- 2 消防次長は、消防長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。ただし、消防次長にも事故があるとき、又は欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。
- 3 消防長の職務代理は、消防長の職務を行う。ただし、消防長が退職等により欠けた場合を除いては、消防長職務代理の名をもって諸規程の制定、改廃、職員の任免(昇任、降任を含む。)を行うことができない。
- 4 課長は、上司の命を受け課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主幹は、上司の命を受け担任の事務を処理する。
- 6 課長補佐は、課長を補佐する。
- 7 副主幹は、上司の命を受け担任の事務を処理する。
- 8 係長は、上司の命を受け係の事務を処理し、係員を指揮監督する。
- 9 主査及び主任は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第6号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第9号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成19年3月29日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第2号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規則第2号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。